

【論文】

地方改良運動期における農村振興の経済的基盤と農会の役割 —鳥根県八束郡大庭村の「農事調査」を事例に—

谷口憲治

（鳥根大学名誉教授）

要 旨

本稿は、農村存続が課題となる中で必要視されている農村振興論の歴史的考察として地方改良運動期における農村振興策である町村是について鳥根県八束郡大庭村を事例に考察した。これは、従来の研究が地方改良運動を日露戦後の国家の地方再編策、そこでの町村是を「官製運動的色彩」と明らかにしたものの、不十分であった地域経済との関連による農村振興策として考察したものである。町村是は、「民間運動的色彩」で地域資本の「事物」利用による地域産業振興策であったものが、次第に「官製運動的色彩」化されたとはいえ、一律な変質ではなく、多様な地域経済を反映するものであった。大規模不在地主が少なく、耕作地主、自小作が多い鳥根県においては、農業経営志向型の農村振興策が成立したことを考察対象とした大庭村で明らかにした。鳥根県では、県是とされる独自の殖産計画が地方改良運動期を通じて存在し、そのもとで大庭村は、県農会の指導を受けて農事調査、村是を作成し、県農会の模範経営事業による複数回の調査に基づく振興策実施という経営管理型の農村振興を実現した。

キーワード：農村振興、農事調査、村是、模範村、農会

はじめに

地方改良運動についての既存研究は日露戦争後財政基盤確立による国家再編強化策であることを明らかにされてきたが、政治的・政策的視点による研究が中心で地域農村の社会経済的動きとの関連についての考察が不十分とされている⁽¹⁾。この背景には、地方改良運動の中心となる農村社会再編策の町村是について、明治期の「民間運動的色彩の段階」から「官製運動的色彩の段階」へ「変質」したとする指摘、また、地域調査に基づかない行政担当者の恣意的な町村是が存在したという指摘に留まり、そこにおける推進主体である農会の役割の検討がなく、多様な地域経済との関連研究が手薄となっている⁽²⁾。

本稿は、既存研究の指摘を再検討する中で、町村是がもつ農村振興機能に焦点を当て、町村是及びその推進組織である農会の機能を実証的に考察する。ここで農村振興を農村地域内の農業者及びその組織による内発的な経済改善行動とし、それは農村振興策を作成する行政機能との相互関係で具体化していくとする⁽³⁾。地方改良運動期については、明治41年の戊申詔書を

基に内務省が中心となり本格化した時期から、国家が町村是に替わる統計を整備し地方統治方針履行体制を確立する昭和7年の農村経済更生運動までの時期とし、具体的事例として島根県八東郡大庭村を対象に考察する⁽⁴⁾。

以下、地方改良運動期の町村是について全国と比較した島根県の特質を示した後、大庭村の村是が作成される背景とその特質、その村是に基づく農業者の対応を課題解消のための村行政及び農会の新たな農村振興策との相互関係についてみて、そこに実現する農村振興の特質とその条件を明らかにしていく⁽⁵⁾。

1. 地方改良運動期の町村是と島根県の特質

1) 地方改良運動期の町村是の特質

地方改良運動は、日露戦争後の国家の地域社会再編策として内務省を中心に実施したものであるが、その手法としてそれまで「民間運動的色彩」の町村是運動を取り入れていった。このため、この町村是運動は「官製運動的色彩」のものに「変質」したとされている。この「変質」について祖田修氏は、農商務省による「強制的農事改良」、町村是運動推進組織および「町村是調査標準」作成の農会から「行政機関へと移行」を指摘し、「国家と地主層は完全に一体化し、中小農民を自らの支配下に押しとどめようとする強制的・権力的性格を明白に露呈してくる」とした⁽⁶⁾。同じく高橋益代氏は、町村是に「農村の自立・自助の思想」がなくなり、重点目標は生産面に移り、調査項目も「収支計算、生計費調査等」がなくなったこと、「昭和期に近づくにつれて精神主義への傾倒を著しく」し、まず「是」を定めこれにデータを合わせることによって計画案を策定したこと、「教育、衛生面に比重が増し、町村是刊行物には社寺功労者の顕彰等の記事が多く」なったことを指摘している⁽⁷⁾。また、町村是調査の形骸化について佐々木豊氏は、栃木県の事例を示している。⁽⁸⁾ただ、これら指摘には、どのような社会経済的条件でこのようになるか否かの考察がされていない。このことは、町村是担当者の恣意的町村是の存在を指摘した柳田國男氏も、「町村の経済事情が…千差万様だとしますれば多数に適用して差支へぬやうな外部の判断では不十分不案内である」こと、実態に通じた「當局者自身の手で作成」の必要性を述べている⁽⁹⁾。この事実認識の必要性は統計学者の横山雅男氏も述べ、この点においては「民間運動的色彩の町村是」の方針を踏襲している⁽¹⁰⁾。つまり、地方改良運動期の町村是が、その地域の「實物に直接して調査」を踏まえて作成する方針を変更しておらず、地域の社会経済状況と関連の中でどのような町村是が作成されどのような農村振興が実現したかを考察する必要がある。

2) 島根県の県是作成の取り組み

a. 農事調査と町村是

島根県の町村是の特徴として、それが農事調査報告と言われていることと福岡県、新潟県に次いで残存する資料多いことが指摘されている。その理由は、農事調査報告の内容が町村是の内容と同じであること、「熱心に取り組んだ地方官吏の存在…調査内容の統一性が他の地域と比べて比較的高い」とされている⁽¹¹⁾。ここで、農事調査と町村是の関係をみると農商務省

内で「地方産業振興優先」の基礎資料として県域の農事調査作成をした前田正名が、「民間運動」で町村是を作成するにあたり、「第2の農事調査—之があなた方の脳髓でございます」と呼びかけたとの指摘からその関係を知ることが出来る⁽¹²⁾。この内容は、農事調査を実施するに当たり「物に問うべきして之を人に問う可きものにあらず」、「事實を明瞭にし毫も論説を挟まず現況沿革参考及び将来を調査す」として、町村是の基本内容となった⁽¹³⁾。

b. 島根県是としての殖産計画

このような中で、島根県が県独自の地域産業振興の動きがあった。県は明治25年に前田正名主導による農事調査をまとめるとともに、独自に『島根県勸業雑誌号外 島根縣農事調査摘要 完』を出版し、県下に農事調査内容を示した⁽¹⁴⁾。さらに、その翌年、島根県知事に就任した大浦兼武は、「内務省時代に品川・前田の影響を受けた」経歴から、「赴任するや夙に意を殖産に注ぎ画策する所あらんと」して「殖産興業の事たる目下の急務」として行動を起こした。明治28年に県会の反対で休会になっていた勸業諮問会に代わり「県下に於て殖産上に経歴を有し且資産と名望ある者八十余名」からなる知事私的諮問機関の殖産協議会をつくり、「所謂県是を確立するの目的」で協議し、その整理案が島根県の殖産十年計画となった⁽¹⁵⁾。この内容は、前田正名が明治27年6月に提起し、その12月の第一回全国農事大会で決議した当時の技術、経営、組織等広域多岐にわたる「農事上の大問題」が含まれ、その解決のために「府県是」作成が求められたが、この殖産十年計画はそれに応えるものであった⁽¹⁶⁾。また、この時期は、「日清戦争の及ぼす所の影響を豫防し縣下災餘の困難を救治する」殖産興業が必要であるため、「地主制を前提にして生産力増大をはかってゆこう」という考え方で、その技術革新のための農業教育、組織化のための系統農会の確立が求められ、それらが「府県是」の内容とされていった⁽¹⁷⁾。そして、島根県内の農会は、明治28年8月の島根県令第50号で農会規則が交付されたのをうけて、郡役所が町村農会設立を指導し、郡農会、県農会が設立され、町村、郡、県の行政組織と一体性のある系統農会組織が成立した。この系統農会組織体制の下、町村農会が「町村是を定する目的」をもって明治34年から農事調査の作成が着手された。このように島根県では、独自の殖産十年計画という地域産業振興方針を作成し、その後、引き続いて県独自の殖産計画が樹立していった。この第一次十年計画が終了すると明治40年を起点とする第二次殖産十年計画、続いて、大正8年を起点とする十年間の第三次産業計画、昭和3年を起点とする第四次産業計画が立てられ、これに即して市町村の産業振興が行われていった。明治40年起点の第二次殖産十年計画は、県行政主導決定で郡長からの意見を農商務省報告済みとして取り入れなかったために、農商務大臣となった元知事の大浦兼武から評価を受けたものの「実績に於いて十全の功を取めず」となった。この反省から、大正8年起点の第三次産業計画では「出来るだけ当事者の意向を参酌」するために知事諮問機関の産業調査会を経て決定されたが、第四次産業計画は「全く質を異にする時局匡救の経済更生計画にとって代わられる」ことになり、島根県の独自性を反映した地域産業振興計画は停止することとなった⁽¹⁸⁾。こうして島根県の農事調査は、県是とされる独自の殖産計画に基づきながら作成されていくこととなった。

3) 島根県内の農事調査報告書・町村是の作成状況

a. 農事調査の実施方法

島根県内の農事調査は、県の殖産十年計画を県農会が主導して行なわれた。明治34年に県農会技師の菊池捍は「農事調査の方針」の中で、町村域の調査に基づく現況と改善策を明らかにし、それを将来、「五年若しくは拾年」計画で実現しようとするもので単なる調査ではなく、町村是作成も含むものであった。その実施方法は、「各郡三町村につき調査を遂行し之を模範として漸次各町村に調査を及ぼさん豫定」とし、その調査項目も前田正名の農事調査、明治32年の愛媛県余土村村是内容と類似のものであった⁽¹⁹⁾。

b. 農事調査に基づく町村是の実施

こうして島根県の農事調査が着手され、明治35年には八束郡忌部村農事調査報告書の刊行が「縣下に於ける村是確定の嚆矢」となり、「他の郡村農會に於て模範」として県下に拡大することとなった⁽²⁰⁾。その後、「縣農會執行模範農事調査は明治三十六年度に於て終了」して、県農会が直接関わる模範農事調査はなくなり各郡の郡農会、町村農会が行うこととなった。明治37年7月には、県農会は「町村農事調査要項」を著し、調査について「毎戸に就き實地調査」と「推測を以て」行い、「既刊農事調査報告書を参照」し、「疑義あるときは本會へ協議」とした。「本調査要項に記述せる事項」については、「標準にして汎く各方面に材料の蒐修」することを求め、「総論の部、經濟の部、参考の部」という構成形式を示した⁽²¹⁾。ここで「将来村是」について、明治44年8月の「町村農事調査要項」に「将来村是の部は各町村に依り事項を異にするを以て要項を記載せず」としてある。ただ、多くの町村農事調査報告書に「将来村是の部」を加えてあり、村是を単独で刊行する町村も存在している。その後の県内の残存する農事調査報告書を一橋大学刊行資料からみると県農会の直接指導をうけた明治37年度農事調査報告書までは、全県に均等に実施されているが、地方改良運動、島根県の殖産十年計画が始まる明治40年以降、大正2年にかけて農事調査報告書作成が盛んとなったもののその後は下火になった⁽²²⁾。地域的には八束郡を中心に能義郡、大原郡は多く存在するが、簸川郡は明治38年以降の報告書が残存しないという差がみられる。さらに農事調査報告書が二回刊行する町村、農事調査報告書の概要のみ刊行の町村と地域による違いもあった。これらの地域差は、農業調査内容が示す農業生産技術、および経営・販売に関心を示す農業経営者の存在状況を中心とした社会経済により生じ、それにより農事調査および町村是の内容も変化してくると思われる。これらについては、八束郡大庭村を事例に地域社会経済との関連で考察することにする。ここでは、島根県の独自の県是としての殖産計画の下、島根県の農事調査および町村是の作成は、県農会から一律の内容で示されたものでないこと、地域差が存在したことを確認することに留める。

2. 大庭村における農事調査実施・村是作成以前の社会経済

1) 農事調査実施・村是作成以前の農村経済状況

八束郡大庭村における農事調査は、島根県農会直接指導の模範農事調査町村に比べて遅い明治43年にその準備を開始し、翌年には村是を作成し、大正2年10月に島根県農会により農事調

表1 田畑所有面積・耕作面積の推移

単位：戸

面積・町	田畑所有農家数				田畑耕作農家数			
	明治44年		大正7年		明治44年		大正7年	
0.5以下	226	55.8	153	48.0	63	15.0	70	16.8
0.5～1.0	63	15.6	66	20.7	119	28.2	108	25.8
1.0～2.0	88	21.7	48	15.0	232	56.0	224	53.9
2.0～3.0			26	8.2	8	1.8	15	3.6
3.0～5.0	13	3.2	13	4.1	0	0	0	0
5.0～10.0	12	3.0	10	3.1	0	0	0	0
10.0以上	3	0.7	3	0.9	0	0	0	0
合計	405	100.0	319	100.0	422	100.0	417	100.0

注：明治44年に示す88戸は1.0～3.0の値

資料：島根縣農會『島根縣八東郡大庭村農事調査報告概要』明治44年、同『農村及農家模範經營事業第二回報告八東郡大庭村調査書』大正8年

査報告概要が刊行された⁽²³⁾。まず、村是作成以前の村の経済状況から農村振興策の必要性をみとめる。経済状況を規定する村の地理的位置について「松江市へ約一里半、松江聯隊へ約半里にして其の間道路平坦なれば車輛の往來容易にして交通の便可なり」⁽²⁴⁾ということから、松江市近郊農村で、しかも市街地との間に明治40年に陸軍松江63連隊が誘致されたことから、その農産物及び労働市場に対応した農村振興を行っていた⁽²⁵⁾。こうした農村の農家経済の基盤となる田畑所有・経営状況をみたのが表1である。ここでは、農事調査が始まる明治44年の状況を見ると田畑所有面積0.5町以下が半数以上を占める反面、10町以上の地主も3戸存在すること、田畑耕地戸数が所有戸数を上回っていることから無所有小作の存在する地主・小作化が進んでいることが分かる。ただ、田畑耕作面積が1～2町の農家が半数以上おり、0.5～1町の農家を加えると8割を超えているため、在村耕作地主を含めて、農業生産に関心を持つ農家が多くなっており、それを支援する農業調査および村是作成に関心がある地域であるといえる。加えて、都市近郊で農産物需要、労働市場に恵まれており、農業調査および村是作成以前にも比較的恵まれた農業・農村環境を活かした個別農村振興を行っていた地域であるといえよう。こうした農村外部と接する経済行動については、地理的状況を記した資料にも「部落内農家は殆ど毎日の行事の如く花卉蔬菜類を早朝同市に搬出行商し午前八九時頃に至り歸來し其れより農業に従事す時に或いは朝の作業として人糞尿を松江市及松江聯隊兵舎より汲取り來ることあり日没時に至り普通の作業を終りたる後更に翌朝行商すべき花卉蔬菜類を採取し夕食後之が結束を行ひ尚諸般の準備をなす」と記され、「勤勉勵精労働に倦まざるの美風を有し」とされている。また「部落外に出稼を為すものは受負業者男一人、電燈工夫男一人あるも年中部落内に居住し通勤す」とされており、通勤農外就業による農村生活者も存在していた。このように都市近郊条件に個別対応して農村振興を行っていた。

表2 大庭村の歳入・歳出主要項目の推移

	明治25 (1892) 年		明治35 (1902) 年		明治44 (1911) 年	
村税	999.797	84.0	5,814.419	93.9/581.5	8,973.140	81.1/897.5
地価割	750.513	63.1	3,318.370	53.6/442.1	1,823.570	16.5/243.0
戸数割	248.884	20.9	2,496.049	40.3/1002.9	6,996.640	63.2/2811.2
役場費	485.460	40.8	1,084.295	17.5/223.4	1,676.380	15.2/345.3
土木費	298.090	25.1	288.666	4.7/96.8	1,578.109	14.3/529.4
教育費	400.144	33.6	1,804.730	29.2/451.0	4,827.195	43.6/1206.4
衛生費	5.000	0.4	57.290	0.9/1145.8	160.950	1.5/3219.0
勸業費	1.000	0	167.000	3.1/16700	308.220	2.8/30822.0
歳入・出合計	1,189.694	100.0	6,189.772	100.0/520.3	11,063.206	100.0/929.9

注：/の左はその年の歳入総計、右は明治25年に対する割合(%)

資料：大庭村役場『村會々議録』各年

2) 農事調査実施・村是作成以前の政治・財政状況

大庭村の村是作成以前の政治状況を記した「八東郡大庭村治績」には、明治22年の町村制実施以来、旧村単位の政争は国会開設時政党間反目となり、その後の村会での政争となったため「姻戚関係に迄累を及ぼし、村民資力疲弊し諸税滞納多く、村當局の救済畫策も其の効なく、明治三十二年頃には村民反目の結果、當時の村長に對して不信任の決議をなすに至る」とある⁽²⁶⁾。こうした政治状況の中で村是という村全体の農村振興策作成は困難であったが、このことを大庭村の財政事情からみたのが表2である。

この表から、歳入の大半を占める村税は、日清、日露戦後経営による増税で急増し、特に戸数割の増額が著しくなっている。戸数割は、個別経済事情を考慮するものの住民全戸に課税される法的規制のない大衆課税で、独自財源を持たない市町村はこれを増税して税収を賄ったため貧困層ほど納税困難となり「諸税滞納が多く」なった⁽²⁷⁾。歳出面では、町村制施行により義務教育が市町村の委理事務となり、教員給与をはじめ施設拡充の費用が村財政負担となり、明治41年には義務教育年限が4年から6年となったため村財政を硬直化させることとなった。また、洪水等といった自然災害がある場合は「罹災土木費」や「衛生費」負担が不可避となり、これによって財政硬直化は増幅し、勸業費等の割合は低いままであった。地域の政争による村長「不信任」問題も、この増税を起因としていることは、明治38年9月に提出された「不信任」動議の村会議事録からもうかがえる。その中に「村長は目下現金の不足なること明言し該調査は暫く猶豫せんことを求め」と記されており、必要に迫られる歳出に対し、戸数割負担に依存する村税歳入源に苦慮した結果の問題に起因するといえる。ただ、こうした大庭村においても日清及び日露戦後経営による国家財政再編策、特に戊申詔書による地方改良運動推進、それと同時期の島根県の殖産十年計画に対応した村是作成による農村振興策が求められて、これまでと異なる動きをすることとなった。

以上、大庭村の農業調査および村是作成・実施は、農業経営に関心を示す農家が多く存在したにもかかわらず、それを阻害した要因として旧村を単位とする政争により町村性実施により

地方改良運動期における農村振興の経済的基盤と農会の役割 一島根県八東郡大庭村の「農事調査」を事例に一

成立した村が一体となった農村振興策が実現しなかったこと示した。ただ、島根県の殖産計画、日清・日露戦後経営による増税への対応を契機として農村振興策が求められるようになったことを示した。

3. 大庭村農事調査概要・村是にみられる農村振興策の内容

1) 村全域の農村振興策を推進した農業教育拡充と戸主会の役割

a. 小学校における農業教育と農会の役割

農事調査および村是作成には、大庭村行政が一体となる必要があった。記述したとおり、島根県では県是とする独自の殖産計画により、国に先んじて各市町村の農事調査による町村是の作成を促がしたものの、大庭村では旧村単位の政争のため地域の利害関係の調整を必要とする殖産計画を内容とする農事調査および村是の作成は困難であった。そうした中であって、地域の利害関係がない農業教育振興をとおした大庭村行政における一体化を実現・促進していった。この農業教育振興については、殖産計画における経済活動の基盤である人材育成ということから農村振興策の一環として位置づけられていた。島根県の殖産十年計画の「施設要領」には農業振興について、「要は農業教育の普及と農業資本の供給にあり」とされている⁽²⁸⁾。それには、農業教育について農事試験場の設置、農事講習会の実施、農事巡回教師の派遣、農会の設置をあげ、農業資本については、「小農」も含む低利金融の便益を勤儉貯蓄の実施、共同苗代による省力化と品質向上の実現、農用牛馬の貸与による肥料の充実をあげている。このうち農会の設置については、明治28年8月に「縣令を以て農會規則の標準を示し、農會設立を獎勵」⁽²⁹⁾したため、大庭村農会は同年12月28日に設置認可を受け、その後明治33年7月には農会令に基づく組織となり、農会運営は村の財政支援を受けることとなった。この中で村の全地域が必要とする学校教育、社会教育で独自の農業教育の取り組みによる農業振興策を推進した。具体的には、明治34年に「現下校長稲場良之助の如き縣下第一級の教育家」を招き、「村當局と協力」して実務教育に取り組んでいった⁽³⁰⁾。そして、明治36年から「児童」による「害蟲驅除」が開始され、明治38年からは尋常高等小学校において田畑借地による実習地を設け、水稻をはじめ野菜、果樹、観賞植物の栽培および堆肥製造・施肥といった農業技術の習得を「職員児童共同」して行った⁽³¹⁾。これには村農会も「農業智識の普及向上を圖こと」⁽³²⁾として加わり、近郊農村における農業経営及び後の村是实现の人材育成の基盤となった。

b. 農村振興策を推進した青年会・婦人会

このような小学校の実業教育による農業技術取得した成果は、その卒業生が青年会、婦人会活動に参加する中で拡がっていった。明治33年9月に小学校卒業生による「大庭村同窓會」、それが発展して同43年に青年会設立となった。それは「補習教育の實行」「風紀改善を企圖し勤儉貯蓄を獎勵」とともに「産業の發達改良」等を実行すること目的としており、取得した農業技術による農村振興を図る組織となった。同じく、婦人会が、明治40年11月に設立された。そこでは、「家事」「作法」「育兒」「家庭教育」「衛生」とともに「實業」等の實行を目的としており、農村振興の主体となる組織であった。さらに、青年会、婦人会のそれぞれ「會長」「總理」に尋常高等小学校校長がなり、村の農会、小学校と連携して「縣是」が示す農業教育拡充

体制を構築することとなった。この他に、実業教育機関の設置による農村振興の基盤となる人材育成が行われた。明治36年に「義務教育を終わらしたる女子」の希望に対応して、「村立裁縫専修学校を尋常高等小學校に附設」し、その「訓導兼校長は小學校長の兼務」とした。その後、明治41年には「校則を變更新し實業補習学校として機業科を加え…機業擔任教員一名を増加し且つ國語算術を加え」て拡充した。こうした学校及び実務教育関係で明治35年に知事、同39年には文部大臣より「選奨」され、同42年に優良小學校として知事表彰を受けることで村は周囲から注目されることとなった⁽³³⁾。

c. 村全域による農村振興策実現を推進した戸主会

こうした村全域に共通する課題による村全域を一体化する取組は、明治36年に戸主組織による「村矯風規約の統一」にもみられた。これは、「舊時村治紛亂の結果、納税成績良好ならざりし」状況を是正するために行われ、「滞納の慣行のあるものを召喚し、納税一覧表を配布して納金の準備に資せしむる當の手段を講じ」ることにより、「明治四十三年度より一人の滞納者なきに至る」こととなった。明治44年には各大字に支会をもつ戸主会となり、村全体で統一した規約には「國本培養」の目的に基づき、青年子女の補習教育、勤勉貯蓄の推進が掲げており、実務教育、青年会や婦人会の活動も推進することとなった。その後、村是作成が具体化する過程で、その「実行程度」の把握と「勵行」促進の規定も設け、村全体の生活及び村政を統一した考えの下に行動を促す組織となっていた⁽³⁴⁾。

2) 地域性を生かした独自の農事調査報告書・村是作成過程

a. 農業教育拡充経験した村長による対応

日露戦後経営について「戦後の経営にして就中農事の改良は最も須要」とし、「委員を設け調査攻究」による「第二次本縣殖産十年經畫」を作成した⁽³⁵⁾。そして、これに応じて、「島郡市及町村」において「縣の計畫に倣ひ各殖産計畫を定め産業發達の目標と之か施設事項を豫定し着々と經營しつゝあり」という状況になってきたため大庭村もその対応が必須となった。大庭村の明治37年度歳入歳出決算を巡る混乱は、日露戦争終結とともに新村長選出されたものの依然として、「未だ積弊の暗流絶へざりし」で状態であったが、明治43年2月の新村長に「廣江勝之助就職」により、「村治改善」が行われるようになった⁽³⁶⁾。廣江勝之助村長は、「初め書記、助役に歴任」し、「教育改善の成績顯著」と記されていることから、政争で混乱した時期に、農業教育拡充による村行政一体化政策を推進した「優良なる吏員」であり、「村治改善」を可能とした⁽³⁷⁾。つまり、国全体の再編強化を求める社会情勢の中に在って、一貫して村行政に関わり、県是への独自対応を学校教育、実業教育、農会設置等の農業教育を通じて人材形成を実施する過程で農村振興の基盤を作りに関与した人物といえる。

b. 島根県と八束郡への村の対応

島根県は、明治39年に県是とされる第二次殖産十年計画作成の調査が行われており、「県庁特設委員の調査」と「島司郡市長に訓令し調査」を「対照し取捨決定」することで進められていた⁽³⁸⁾。この手法に異論をとる郡長が存在したようで、八束郡長は「戦後の経営を完うするは、國民一般が負担」が必要で、「縣は縣の戦後経営」「郡は郡、村は村の戦後経営」「農

會は農會の戦後経営がなくては叶わぬ事と思います」⁽³⁹⁾という認識を示したため、大庭村の新体制が構築される過程で村是作成が求められていた。村是は、明治44年3月16日に村議会で承認確立したが作成の経過は、新村長就任早々の明治43年1月に「勸業政策の確立」を目的とする「勸業調査会を組織」したが、その調査の進行中の8月29日に「本郡長熊谷頼太郎氏訓令」による「村是調査準則」が發布されたため、9月9日に「之を村是調査會と改稱」して対応することとなった。勸業調査会員をそのまま村是調査員として調査を続行した結果、明治44年3月5日に成案が出来、3月16日に村会に提出し、決議され、大庭村是確立した⁽⁴⁰⁾。こうして、日露戦後経営の中で、島根県是の第二次殖産計画の遂行と八東郡長が「村は村の戦後経営」という対応が求められる状況下において大庭村は、独自の勸業政策のための勸業調査を開始し、その途中で八東郡長訓令に基づく村是作成に切り替えることにより完成したが地域実態に基づくものとなった。

3) 農事調査報告書・村是の内容

a. 大庭村の農事調査報告書・村是の特徴

農事調査と村是の内容は、大正2年10月に島根県農会により刊行された『島根縣八東郡大庭村農事調査概要』（以下『概要』）と村会に提出された『村是』に示されている。『概要』の緒言には村農会長の「指揮の下」に6名の村会議員を含む11名の調査委員により実施し、それを島根県農会が「監督して茲に完成を告げるもの」であった。これに対し『村是』には12名の村会議員全員と共に総勢48名の村是調査会員が記されている。その内訳は、会長、理事3名、書記2名の他、五部構成で各部に部長、部幹、「第一部 村行政、公有、財産、勤儉貯蓄、其他各部に屬セザル事項」「第二部 産業」「第三部 土木」「第四部 教育」「第五部 衛生」に部員各数名配置され、村会議員も全員いずれかの部会に属するとともに村の助役、収入役、関係委員、農会の会長、副会長、幹事、実業会長、小学校校長、小学校訓導、学校医、区長はじめ村の主たる名望家を含めて構成され、その内容は「村會ノ議決ヲ經本村是確立」した。このように、村の将来の方向性を示す村是は、村の実態を知る各方面の責任者で決定された。

この農事調査は、島根県が明治37年に刊行した『町村農事調査要項』の「調査事項」にある作成手続きを踏襲し、「諸計数は多くは毎戸に就き實地調査し更に委員の協議を経て決定された。この『概要』の緒言には「明治四十四年の現計」「經濟之部に於ける物件の數量及價額は既往三ヶ年間の平均…他の部に於いては既往十ヶ年間に遡り材料を蒐集し現況と対照」とあり、事物調査を原則とする前田正名以来の村是作成の理念に基づいている。他町村の『農事調査報告書』が県の『要項』の目次構成に従い、「総論の部」「經濟の部」「参考の部」に続いて「将来村是の部」が加えられているのに対し、『概要』内容は、「部」区分がなく、各部の主要項目、『要項』にない「労力」「現在の施設」の項目が独立して記され、「将来の施設」として「総論」「儉約貯金の實行」「生産の増殖」「結論」という「将来村是の部」と同じ項目が「村是」の「大要」として記された農村振興策となっている。

表3 大庭村の収支状況(明治44年)

収入	價額	%	支出	價額	%
農業生産	164,779.267	70.1	生産費	45,558.878	20.2
林業生産	5,772.336	2.5	家計費	132,045.068	58.4
其の他の生産	26,288.870	11.2	食料費	74,040.370	32.8
副業生産	11,689.570	5.0	冠婚葬祭費	17,956.100	7.9
工業生産	14,599.300	6.2	建物及器具費	8,599.180	3.8
生産肥料	10,765.554	4.6	消耗品費	5,861.380	2.6
生産以外の収入	27,457.037	11.7	冠婚葬祭費	17,956.100	7.9
商業収益	3,543.090	1.5	交際費	4,072.550	1.8
雑業収益	8,217.440	3.5	教育費	1,104.088	0.5
労働賃銀	2,665.000	1.1	公租負擔	17,819.741	7.9
利息及配當	6,246.000	2.7	其の他の支出	30,492.950	13.5
小作料及家賃	4,151.107	1.8	小作料	13,932.630	6.2
その他	2,634.400	1.1	利息	4,745.800	2.1
収入總計	235,063.064	100.0	支出總計	225,916.639	100.0

注：収入の「小作料及家賃」は「他町村ヨリ請取る小作料及家賃」、支出の「小作料」は「他町村へ支拂ふ小作料」

資料：『島根県八束郡大庭村農事調査概報告概要』島根縣農會、明治44年

b. 一村経営の収支状況

こうして調査された『概要』が示す大庭村の一村経営の収支状況は表3のとおりである。

この表は、大庭村が新体制で村是作成による農村振興策開始時点において収入総計が支出総計を上回っていたが、村是実行で今以上の状況にしようとするものであった。ただ、農業生産、林業生産、其の他の生産、生産肥料を含む生産合計が生産費、家計費、公租負担の合計を上回っているものの、生産以外の収入が其の他の支出に満たないことが課題とされている。この内、利息及配當の収入が、支出の利息を上回っているが、収入の小作料及家賃が支出の小作料を下回り、他町村に小作料が支払われており、その額は、生産等により一村経営で獲得した収入超過以上の額であることから、『概要』で「本村民の考慮を要すべき重要な事項」とし「収入を増加すると共に冗費を節約して一般村民の經濟状態を改善し村計濟の基礎を鞏固ならしめざるべからず」と記している。この生産力増強と節約による対応を『概要』「將來の施設」の「一、総論」で記し、次いで「二、時間勵行と儉約の實行」を示した後、「三、生産の増殖」「四、結論」と続けている。この「將來の施設」の記述内容は、県内他町村の『農事調査報告書』に掲載されている「將來村是之部」の内容と同じで、その「四、結論」には「時間勵行並儉約の實行と生産の増殖とを遂行するには適當の施設方法を定め村民一致共同して之を勵行する」ことが必要で、そのために「村農會を活動せしめて村産業獎勵の中樞機關たらしむると同時に信用組合の業務を擴張して生産資金の充實を圖り尚進んで購買販賣等の組合を設立して技術上の改善に伴ふに經濟上の設備を充分ならしむるを要す」としている。さらにこの「産業獎勵」のためにも「其の他青年會を誘掖善導」「婦女子の思想を改善啓發」「地主の農業改良思想

地方改良運動期における農村振興の経済的基盤と農会の役割 一島根県八東郡大庭村の「農事調査」を事例に一

及公共的勸念を發揮」「矯風勤儉に關しては特に規約を勵行」という「思想を改善啓發」が必要で「村有力者に於て協同一致當局者と共に施設事項遂行の任に當り至誠以て村治の發達図らば村民觀喜して之に服し勤勉其の業に勵むことにより「一村泰平を謳歌」するとしている。このように大庭村一村経営は、安定しているが、さらなる生産増強と節約することの必要性和ともに他地域に支出される小作料の対応の必要性を強調している。

表4 大庭村の村是内容

序	家畜奨励
村行政	実業団体奨励
村吏員ノ職制及定員	産業組合奨励
村吏員ノ養成	土木
村公務員待遇	交通
村民待遇	教育
公有財産	普通教育
基本財産増殖	實業教育
學校財産増殖	社会教育
區有財産整理	在郷軍人會
特殊積立金	衛生
産業	公衆衛生設備
農業奨励	個人衛生奨励
副業	村税戸別割負擔増加概算
林業奨励	經費將來負擔増加概算
果樹奨励	勤儉貯蓄

資料：大庭村『村是』明治44年3月確立

4) 村是による農村振興策の対応と課題

村是にある農村振興策の実現のために必要な項目は表4に示すとおりである

この『村是』は、既述ように大庭村が始めた勸業調査を郡訓令により村是調査として行った村主導の「官製運動的色彩の段階」のものである。そのため村行政、公有財産の対策を最初に掲げ、日露戦後経営の村財政の硬直化の打開に向けて、村行政の人的、物的安定化を図ろうとした。村主導で村是を実現するためには、優秀な担い手確保のための村吏員・村民の待遇、配置人員確保の改善、産業、土木、教育、衛生といった村社会状況の改善に向けた奨励策とその支援組織が不可欠で、まず公有財産整備を必要とした。特に、旧村落間の対立が村政停滞要因となった大庭村は、村是調査にあたり、村長はまず、部落有財産統一の必要を示し、1年後の明治45年6月にはそれを実現することとなった⁽⁴¹⁾。この部落有財産統一に引き続き、明治44年度から明治51年度に向けて、特別基本財産罹災救助資金蓄積条例により村税を「毎年度金壹百八拾壹圓八拾七錢五厘以上を蓄積」し、普通基本財産より生ずる現金を「毎年度百圓以上」を明治44年度より75年間蓄積することにした。また、普通基本財産の山林造林は50年後を目指し、大正元年度より「二十五箇年間年々一町歩造成」する計画を立てた。この基本財産について

ては、大正元年に造成條例、大正5年に蓄積條例、特別基本財産学校基本財産蓄積條例を制定して財産の計画管理体制を築いた。

教育関係では、大正元年に実業補習学校に男子部を設け、大正2年に貧窮児童就学奨励規程を制定し、衛生関係では明治45年に村医設置規程及村産婆設置規程を議決し、各種団体として、明治43年大庭村青年会、同44年には戸主会、無限責任大庭村信用組合の設立（大正8年に購買組合を兼営）により村是に基づく実行体制が整備された。

この体制整備の中で明治37年制定の風紀矯正規約に基づく「時間勵行と儉約の實行」され、「勤儉貯蓄規約は各部落に興り其の結果として貯蓄の思想は漸次涵養せられ民風の改善年を追ふてみるべきものある」としつつも「被服費冠婚葬祭費の如きは…冗費に失する場合甚だ多くして」ということから、それらの費用をそれぞれ1割、2割節約し貯蓄する目標計画を設定した。こうした節約志向に基づく村是体実行体制整備の中で、質量改善をめざす「生産増殖」の数値目標とその奨励策が定められたが、その数値は『概要』の調査で示され、『村是』で修正された。また、これらの数値も日露戦後経営に島根県が明治42年に対応した第二次殖産十年計画に基づくもので、計画が示す普通農産、蚕糸、畜産、林産、水産の五部門の奨励策の数値目標が県から郡へ、郡から町村へと「割賦」された数値に対応したものであった⁽⁴²⁾。

このような「官製運動的色彩」の『村是』ではあるが、これまで停滞していた村主導による財政基盤の確立、節約と効率の生産増殖とその成果地元還元のための信用組合の設立による村内経済の拡充を目指した。この村是は、一村経営改善策であるために村外への小作料流出を減少させ、「鞍下牛」という耕牛村外貸出廃止により牛耕深耕・畜牛増加に伴う労働効率向上による村内経済の拡充策を奨励した。また、村民各層の改善策について、地主、農家各層の経済状況に関して、耕地所有反別農家等級、民産等級、地主・自作・小作別の稲作一反歩の収支を示して土地所有による経済格差を明示した。その改善への対応策については「本村民は…大に發奮精勵以て將來に對する施設企劃を定め収入を増加すると共に冗費を節約して一般村民の經濟狀態を改善」とし、地主、小作関係も「地主の農業改良思想及公共的勸念を發揮し小作人との關係を一層圓滿にし農民の轉亡を防ぎ又矯風勤儉に關しては特に規約を勵行し」という「冗費の節約」「矯風勤儉」の「勵行」を『概要』述べるにとどまり、『村是』による「將來に對する施設企劃」による經濟狀況改善に向けた「發奮精勵」を促がすもので土地所有問題については課題を残すものであった。

4. 農村及農家模範經營事業対象農家とその農村振興策内容

1) 県農会農村及農家模範經營事業の農家基盤

大庭村は、農業調査に基づく村是作成された後も、変化する農村の実態を把握して農村振興対策の作成をした。それが、大正2年からの第二次大庭村勸業調査会の設置であり、大正8年からの島根県農会の直接指導する農村及び農家模範事業の対象村になり、黒田畦が対象部落になることにより行われた。これらの農村振興策の手法は、町村是作成手法を踏襲していることから大庭村では、複数回の農業調査に基づく村是作成が行われたのである。このことが可能となる農村基盤についてまずみて、農村および農家模範經營事業の内容を考察していくことにする。

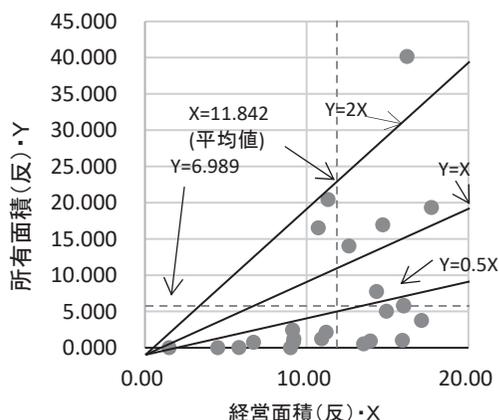
表5 大庭村自小作別状況

	自作	自小作	小作	合計
田(町)	42.1906	234.9416	80.1211	357.26
畑(町)	21.9901	62.3502	10.18	94.5203
合計	64.1806	297.2918	90.30	451.78
戸数	64	268	85	417
町/戸	1.003	1.109	1.062	1.083

注：大正7年の数値

資料：『第二回報告』大正8年

図1 黒田畦の田畑所有・経営面積



資料：『黒田畦部落調査書』大正8年

農村及農家模範経営事業の対象となる大庭村民の田畑の所有戸数と経営戸数は先に示した表1のとおりである。この表から、大正7年の所有面積をみると5反以下が半数近くで、経営面積が1～2町が半数以上を占めており、明治44年と同傾向であるが、農家数の減少は都市近郊農村で賃労働者化が進んだといえよう。自小作別経営規模をみたのが、表5であるが、各農家とも1町を越えており、当時の経営規模平均の都府県9.83反、島根県7.24反と比べてと大規模経営者が多くなっている。さらに10町歩以上の地主は在村耕作地主と考えられることから、農業生産および経営向上に地域の殆どが関心を示し、そうした農村振興策を求めているのである。ここで、田畑所有面積Yと経営面積Xとの関連を黒田畦調査からみたのが図1である。24戸の対象者は全員耕作しており、平均値はX=11.842反、Y=6.989反、全小作のY=0が3戸、Y=0.5Xより下に17戸であるため、小作地が半数以上占める経営農家が70.8%となっている。ただ、経営規模は大庭村より大規模で、Y>X、その内、Y>2Xという耕作地主も全員1町以上経営していることから農業経営に関心が高いため、こうした状況が模範経営事業の対象部落となりえたといえよう。

2) 県農会模範経営事業と大庭村・黒田畔調査の作成過程

大庭村では、大正2年に「第二次大庭村勸業調査会」による調査を行うこととなった。村議会で示されたこの調査会「設立理由」には「勸業上の経営に対し未だ最善を尽したるものなし」⁽⁴³⁾として、大正3年4月30日までを調査期間とした。これと並行して大正3年に農会は、村内各部落に支会を設置し、同4年には「蠶病續發」で「頓挫」していた蚕業に奨励費支給奨励を行った。更に大正3年に産米改良組合を設置すると共に村の「總ての小作農業者に對し相當の土地を賣與」する小作農業者保護法を定め、同4年には小作農に対し堆肥場建設奨励費支給の増額を行った⁽⁴⁴⁾。こうした中であって小作農は「一箇年間の食料を支ふるに足らざるものあり是等は藁細工其の他副業日雇稼及其の他勞銀収入により補充」し、「納税組合を設置」して節約・納税した結果、大正8年に「廣嶋(税)務監督局長より納税成績優良の故を以て表

彰」される程となった。更に、明治期の学校教育、實業教育の成果に引き続き、大正2年に優良小学校として知事表彰を受け「村民の向學心頗る旺盛」となり、村の教育が国、県から「選奨」され注目される存在となった事により大正5年4月に村長は村議会から感謝状を受ける事となった。

こうした中で大庭村及び黒田畦は、大正7年に島根県農会の「農村及農家模範經營事業」の対象地域になり、県農会の支援を受けて調査及びそれに基づく農村振興をする事となった。明治36年に内務省地方局により勧められ、戊申詔書で本格化した模範村の条件を大庭村が備えていたのである⁽⁴⁵⁾。また、明治期に内務省により指定を受けた模範村は60村で、島根県が5村と最も多く、大庭村に隣接する熊野村と岩坂村が明治44年に指定されていることから模範村の情報が入り、その年の村是作成にも反映されたといえる。さらに、県の第二次殖産十年計画が大正5年で終了するため、新計画樹立の過程でこれまでの計画が、県からの計画数量割り当てがされたため、「実績に於て十全の功を収め」られなかったことから正確な実態が求められていたのである⁽⁴⁶⁾。この反省から大正7年に新たに示された県の第三次産業計画の下で、島根県農会は内務省の推奨する模範村の条件を有する大庭村を対象とする独自性のある「農村及農家模範經營事業」を実施したのである⁽⁴⁶⁾。このことについて大庭村議会に大正7年8月に諮問され全一致で決定した。その諮問内容は「今回島根縣農會と協力」して「農村農家として眞に理想の經營」のために「村全体に渉り根本調査」を実施し、「大字大庭黒田畦組」を「模範經營」として「村全体般の改善」策とするものであった⁽⁴⁷⁾。こうして大庭村は島根県農会と協力し実態調査に基づく農村振興策を大正期に樹立し、実行したのである。

3) 模範村指定実現に向けた農村振興の内容と特質

a. 農村振興内容

大庭村の第二回目の農村振興策が、島根県農会直接指導による「農村及農家模範經營事業第四回報告大庭村産業施設計畫書」（以下『四回報告』）として大正8年11月に刊行された。これは、大正7年の事象を対象とした調査である『一回報告』、『二回報告』に基づくものである。その報告の緒言には村が計画により毎年実行する事業とその方法を定めること、計画実行の成績を翌年3月までに調査し、発表すること、5年後に全村調査をして前回の調査と比較すること、とするもので、計画、実行、評価、改善の經營管理手法と類似するものであった。この『四回報告』の計画内容は、県の第三次産業計画の内容に対応しており、「普通農事」10項目、「蠶糸業」8項目、「畜産業」7項目、「林業」6項目、「その他」6項目という産業計画となっている。特に、中心となる「普通農事」には「耕地ノ擴張及改良」「自作農家の増加」「農産物の増収及品質の向上」「副業の發達」「生産物販売方法の改善」「労力の節約及農具の改良」「自給肥料の増給及施肥法の改良」「共同事業の普及及發達」「農業智識ノ普及向上」といった自作化、労働生産性の向上、自給肥料を利用した松江市公設市場を活かす副業生産販売といった耕作農家經濟改善策を打ち出している。

b. 農村振興の特質

こうした計画の実績については、『農村及農家模範經營大庭村農會及黒田畦支會大正九年度

施設事業成績及大正十年度豫定』（以下『大正九年事業実績』）に各項目について推進方法、その成果が記載されている。それは、生産販売の技術革新により耕作農家の経済改善をもたらすものであった。具体的には、品評会を実施、家禽改良組合を設置したものの共同販売は「毎月二回組合員交代に卵を集め組合長に提出し組合長は之を特約したる商人に現金を以て買却」するか、「委員を設けて松江市に搬出して販売」する程度であった⁽⁴⁸⁾。この傾向は黒田畦支会でも同様で、宅地内栽植による新たに蔬菜・果樹の導入、田地五反歩以上耕作農家への耕牛・改良犁による深耕と繁殖用牝牛の飼養推進・技術指導・優良品種導入による増収及品質の向上、蔬菜の松江聯隊への販売を推進したが、蚕糸業は、桑園の改植補植ははじめた程度で「勞力不足」のため「發達せざる」の状態であった。畜産業は、牛飼育奨励、種禽飼育者へ孵化育雛の配布、部落農会担当者の鶏卵回収による松江公設市場への共同販売を実施した。また、小作農家および耕地所有反別少ない自作農家については、耕地所有の増加の実現に向けて毎日二銭積み立てる「家産造成同盟會規約」⁽⁴⁹⁾による共同貯金の実施のほか、「農家計算帳及作業日誌」の記帳推進による経営改善、「挿秧、除草、病蟲害駆除、肥料運搬」の共同作業による「勞力節約」を実施した。さらに「耕犁及運搬」の畜力利用、「繩、蒔、草履其他藁細工」といった副業実施による耕作農家経営の改善とともに、食物改善・家事の講演、「住宅其の他の必要營造物の整理」「社交修養及享樂の設備」といった生活面での改善を実施した。こうした計画に基づく実行による成果は、大正14年5月に刊行された島根県農会の『農村及び農家模範経営指導事業第九回報告（完結）計畫設定後五ケ年間における成績』の中で報告された。この報告では島根県農会が5年間の直接指導を終わるにあたり「該農村及び農家はその向上に關して、明確な方向を捉へ、且つその端緒に就きたる」とその成果を記している。その後、大庭村は、黒田畦を模範として島根県農会の直接指導により農村及農家模範経営事業を通して全農家の経済生活の改善を行った結果、大正14年には模範農村となり、村農会も優良農会として全国表彰を受けることとなった。こうして大庭村では、農業調査に基づく村是作成による農業の生産技術と経営改善を中心として全村的な農家経済改善を目指す農村振興策が、県農会の直接指導を得て大正期を通じて実施されたのであったが、あくまで農業生産・経営・農村生活向上を目指すものであり、小作農を含む自作化による耕作者保護に留まるものであった。

5. おわりに

日露戦争を経て表面化した社会問題に対し戊申詔書により本格化し、大正年間を通じて行われた地方改良運動期の町村是について、島根県八束郡大庭村の事例に社会経済的な観点で考察してきた。この期における従来の町村是研究は、国家と地主が一体となった国家の地域再編策のための「官製運動的色彩」のものとなり、農村の自立・自助の思想はなくなり、内容も農村実態知識の乏しい行政組織による一律の形式のものになり、精神主義による課題解決を図ろうとするものとされてきた。この期は、日露戦後経営への対応による行政主導のものとなったが、町村是作成手法は農事調査に基づく町村是作成を踏襲していたために社会経済構造との関連で見た場合、農業経営向上に関心を示す地域においては、政治史研究が示す一律で形式的なものではなかった。確かに寄生地主化が進み、土地所有による小作料収入にのみ関心を持つ地域は

政治史研究が示す地域もありうるかもしれないが、農業経営向上に関心を示すと地域では、地域特性に合った町村是が作成され、それによる農村振興策が実現していたのである。本稿では、その典型と言える鳥根県八束郡大庭村を考察対象として、大正期を通じて地域の実態調査に基づく調査による村是作成による農村振興策を実証し、そうした機能を農会が果たしたことを示し、以下の点を明らかにした。

第一に、鳥根県の町村是作成の特質として鳥根県の県是とされる殖産十年計画による影響があることを明らかにした。鳥根県では地方改良運動期以前の明治25年に県独自の農事調査摘要を出版し、その翌年、前田正名の影響を受けた大浦兼武が知事になり、その私的諮問機関の殖産協議会により殖産十年計画を作成し、その後、この第一次計画以降、第四次計画まで地方改良運動期を通して継続し、鳥根県内町村是作成に影響することとなった。

第二に、大庭村是の作成に至るまでの経済および政治・財政状況の特質を示した。経済状況は、産業資本の発展による経済環境変化の中で、松江市近郊という多様な農産物・労働力市場に農家が個別に対応する農村振興が存在したものの、政治状況が町村制施行以来、旧村単位の違いが政争となって村財政執行にも反映し、村の農村振興策である村是作成に至らなかった。

第三に、日露戦後経営という国家の地域再編策の中での村是作成要因を明らかにした。県是由る県、県農会の指導による村農会の設立、それと連携した実務教育を中心とした県・国からも注目される農村教育の拡充をはじめとする村全域の動きに日露戦後経営による増税への村政対応が加わり、従来の村内政争村政から村一体村政としての農村振興策樹立への動きとなり村是を作成することとなった。

第四に、村是の拡充実施は、大庭村が県農会の農村及農家模範経営事業の対象地域になってその直接指導を受けて、農業経営志向型の農村振興を行い、村・県の農会がその指導的役割を果たしたことを示した。この模範経営事業は、実質的に第二回目の村是の実施となり、さらに、この反省に基づく計画、実行、検討という経営管理型の行政・農会・村の相互連携による農村振興が実現できたことを示した。これは、大庭村が国の奨励する模範村の条件に合致していたこと、県の十年計画が「割賦」指導でなく地域実情重視と変化していたこと、事業対象の大庭村及び黒田畦は、比較的経営規模の大きい自小作農が主体であったために農業経営志向型の農村振興策となったことを示した。

注

- (1) 不破和彦「日露戦後における農村振興と農民教化—福島県南会津郡旧伊北村の地方改良運動—」『東北大学教育学部研究年報』第25集、1975年、筒井正夫「地方改良運動と農民」『20世紀の日本の農民と農村』東京大学出版会、2006年
- (2) 祖田修「町村是運動の展開とその系譜」『農林業問題研究』第7巻第1号、1971年、高橋益代「『町村是』資料について」『『郡是・市町村是』資料目録』一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター、1982年。恣意的な町村是の作成の指摘は柳田國男『時代ト農政』聚精堂、明治43年
- (3) 近年の地域経営論では、「内発的発展を基礎」に「地域の主体性」視点を取り入れている。則藤孝志「地域経営の理論と概念に関する基礎的検討」『商学論集』福島大学経営学会、2019年、同様な観点で

地方改良運動期における農村振興の経済的基盤と農会の役割 ―島根県八束郡大庭村の「農事調査」を事例に―

の農村経営論として谷口憲治「グローバリゼーション下の農村振興と実現要因」『就実経営研究』就実大学経営学部、2021年。農会研究では、農会は地主および耕作農家経済改善組織とされ、両者の協調体制下で顕著になるとしている。玉真之介『主産地形成と農業団体』農山漁村文化協会、1996年。協調体制については、坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』九州大学出版社、1990年。相互関係については、筒井正夫、前掲書、61頁、庄司俊作『近代日本農村社会の展開―国家と農村―』ミネルヴァ書房、1991年を参考にしている

- (4) 地方改良運動期については、佐々木豊「大正・昭和期の町村是運動」『農村研究』47号、1978年、高橋益代、前掲論文
- (5) 大庭村の研究は、堀江英一「農民層分解の分析方法」『経済論叢』第87巻第1号、京都大学経済学会、1961年、木村須磨子「大正期地方都市近郊農家の所得構造」『岡山大学経済学会雑誌』第31巻第4号、2000年。後述する大庭村の農事調査報告、村是、模範経営事業報告内容は村是形式であることから論題を「農事調査」と表記する
- (6) 祖田、前掲論文、18-20頁
- (7) 高橋、前掲論文、20頁
- (8) 佐々木、前掲論文、11頁
- (9) 柳田、前掲書、10-23頁
- (10) 故齋藤萬吉述『農村の開発』中央報徳會、大正4年、134頁。横山は事実把握のために「統計小票に依って調べる必要」を述べている。岩手県内務部庶務課『陸軍教授横山雅男講述町村是調査綱要』明治42年、36~37頁
- (11) 前者は、祖田修、前掲論文、後者は、佐藤正広「郡是・市町村是資料―その成り立ちと評価―」『「郡是・町村是資料マイクロ版集成」目録・解題』1991年、丸善
- (12) 「」は、祖田修、前掲論文、16頁
- (13) 「(四八) 農事調査要旨(大日本農會報告第一〇七號)」『明治前期勸農事蹟輯録上巻』大日本農會、昭和14年、350頁
- (14) 藤澤秀晴「解題『島根県農事調査』」『明治中期産業運動資料十巻』昭和54年。斎藤修「明治後期の府県勸業政策」『経済研究』第35巻第3号、247頁
- (15) 大浦兼武と品川彌次郎、前田正名との関係、勸業諮問会休止については内藤正中「資本主義確立期における地方勸業政策」『近代島根の展開構造』名著出版、昭和52年、166頁、155頁。「」は「明治廿八年大浦知事曾我部知事事務請渡書」『新修島根県史 史料編(近代中)』529-530頁。勸業諮問会については、『島根縣之農政』島根縣内務部、明治44年、3-11頁
- (16) 大浦兼武知事の国是、県是、町是の必要性については『島根県殖産協議会報告』島根縣内務部、明治28年、1頁。「農事上の大問題」については、須々田黎吉「近代農政上の明治30年前後」『農村研究』48号、1979年、20頁
- (17) 「府県是」「考え方」「系統農会」については、内藤正中、前掲書、昭和52年、161~171頁。日清戦争の「」は島根縣内務部、前掲書、明治28年、1頁
- (18) 島根県の産業振興計画の展開については、内藤正中「日本近代化における産業化の展開過程」、前掲書、昭和52年、146-151頁。大浦兼武の評価は、『大浦兼武傳』大正10年、49-56頁
- (19) 『島根縣農會報』第39号、明治34年7月、15-20頁
- (20) 『島根縣農會報』第56号、明治35年12月、15-20頁
- (21) 『島根縣農會報』第63号、明治36年7月。島根縣農會『町村農事調査要項』明治37年7月、凡例

- (22) 一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『「郡是・町村是資料マイクロ版集成」目録・解題』丸善、1991年
- (23) 大庭村役場資料『明治44年村會議事録』の「明治四十四年三月九日 議第一號 村是確立の件」には「明治四十三年一月勸業政策の確立を期する目的を以て勸業調査會を組織し該調査の進行中」の「八月二十九日日本郡長熊谷頼太郎氏訓令を以て村是調査準則を發布」したため「九月九日之を村是調査會と改稱し其の會員は先に勸業調査會員」とし、「全月十五日第一回総會を開き爾來調査を續行し全四十四年三月五日終了」し、「全月十六日本村會の決議を経本村是を確立せり」とある
- (24) 『農村及農家模範經營事業第一回報告黒田畦部落調査書』島根県農會、大正8年(以下、「第一回調査書」と略記)1頁、以下の「」は3頁
- (25) 能川泰治「歩兵第63連隊の誘致と松江の都市社会」松江市史講座、2013年3月9日の「用語解説」では「連隊の規模は通常2000人前後」とある
- (26) 『八束郡誌』昭和48年、280頁。森安章「『明治の村』の政治状況—八束郡大庭村の事例—」『山陰研究』第13号、212頁。ここの明治三十二年は明治三十八年の誤植である
- (27) 藤田安一「鳥取市における明治期の財政構造」『地域学論集』第2巻第2号、2005年、136頁
- (28) 前掲『島根縣殖産協議會報告』38-39頁
- (29) 八束郡農會『八束の農會』大正3年、7頁
- (30) 上野他七郎『優良町村便覧』中央報徳會、大正11年、258頁
- (31) 『八束郡大庭村調査書』島根県農會(以下、『第二回調査書』と略記)、大正8年、14頁
- (32) 帝國農會『道府縣優良事業事例』大正14年10月、155頁。以下の「」は同頁
- (33) 前掲『優良町村便覧』259頁
- (34) 前掲『八束郡大庭村調査書』71頁、納税遂行については、前掲書『八束郡誌』282頁
- (35) 前掲『島根県之農政』23頁、以下の「」は30頁
- (36) 森安章、前掲論文、18頁
- (37) 前掲『八束郡誌』258頁
- (38) 「第二次殖産十年計画 明治四十四年丸山知事高岡知事事務請渡書」『新修島根県史史料篇(近代中)』674頁
- (39) 「論説 農會經濟の獨立に就て 八束郡長村上壽夫」『島根縣農會報』第94号、明治39年、7-8頁。郡長の件への異論の存在は、内藤正中、前掲論文、146~147頁
- (40) 「村是」『明治四十四年村會議事録』大庭村役場資料。大庭村『村是』は『「郡是・市町村是資料マイクロフィルム版集成」目録・解題』一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編、丸善発行、1991年に存在する
- (41) 『農村及農家模範經營事業第二報告八束郡大庭村調査書』島根縣農會(以下『第二報告』と略記)、大正8年、13頁。以下の「」はこの資料による
- (42) 内藤正中、前掲論文、142~147頁。これまでも県の計画の割当があり、対応していた。「本縣に於て物産五ヶ年計畫を定め其増殖豫算を本郡へ又本郡より本村へ割當せられたるに因り…」『明治三十七年二月七日 村會々議録』大庭村役場資料
- (43) 「大庭村議會議事録」大庭村役場資料、大正2年4月17日
- (44) 前掲『二回報告』63頁。以下の「」はこの資料、表彰等は前掲『優良町村便覧』259頁
- (45) それは「1つに「当局の覚悟」「融資の趨向」といった模範的な指導者の存在、2つに「納税基準」「基本財産」「部落有財産の統一」といった財政面の強調、3つに「事務整理」「町村是の實踐」といっ

地方改良運動期における農村振興の経済的基盤と農会の役割 一島根県八束郡大庭村の「農事調査」を事例に一

た役場事務、4つに「造林事業」「蚕業奨励」「養魚事業」「農事改良」といった勸業、5つに「善行奨励」「教化事業」といった教育」とされている。波多野想・篠野志郎・初田享「明治後期の内務省指定模範村における役場建築の理念」『日本建築学会会計画系論文集』第538号、2000年12月、205頁

(46) 内藤正中、前掲書、151頁

(47) この実態調査に基づいた調査と振興計画の実施を可能にした大庭農会は「大正五年道府縣農會をして町村農會の事例を調査報告せしめたるものの中比較的他の参考に資すべきもの」として農商務省から事例報告されている（『農務彙纂第六十八 町村農會經營事例』農商務省農務局、大正6年7月）。島根県農會は、その後の大庭村における一連の「經營の指導」に対して「該農村及農家の向上に關して、明確なる方向を捉え、且つその端緒に就きたることに於て成績のみる可きものあるを認む」として帝國農會から事例報告されている（『道府縣農會優良事業事例』帝國農會、大正14年10月）。

(48) 『農村及農家模範經營大庭村農會及黒田畦支會大正九年度施設事業成績及大正十年度予定豫定』島根県農會（『大正九年事業実績』と略記）、大正9年、16頁

(49) 前掲『大正九年事業実績』56頁

**The Economic Base of Rural Development and the Role
of Agricultural Associations in the Period of Local
Improvement Movement**
—A case study of “Agricultural Survey” in Oba Village,
Yatsuka County, Shimane Prefecture—

TANIGUCHI Kenji
(Professor Emeritus, Shimane University)

[Abstract]

This paper examines the characteristics of Chosonze during the period of the local reform movement, from the perspective of rural promotion policies that are embodied by the interrelationship between the local economy and administration, using the case of Oba Village, Yatsuka County, Shimane Prefecture. The following was clarified.

First, I clarified the impact of the 10-year production plan, which is said to be Kenze of Shimane Prefecture, as a characteristic of the formulation of the policy of Shimane Prefecture. Second, I have shown the characteristics of the economic and political situation leading up to the formulation of the Oba village Sonze. Thirdly, I clarified the factors behind the creation of Sonze in the national restructuring policy of management after the Russo-Japanese War. Fourthly, I showed that Oba village became the target area of the farm village and farmer model management project of the prefectural agricultural association, and under the direct guidance of it, it implemented a farm management-oriented Sonze.

Keywords: farm village promotion, agriculture research, Sonze, model village, agriculture association